

〔研究ノート〕

鷲宮神社の祭神

— 近世における祭神変容の一事例 —

池 尻 篤

はじめに

近世前期の水戸藩や岡山藩、あるいは明治初年の明治新政府による神仏分離政策によって、少なからぬ神社の祭神が変容したことが知られる。^① 神仏分離に伴う祭神変容は、仏教的な神を神道的な神へと変えるものであった。一方、神仏分離とは関係なく、自社の権威づけのために天皇に近い神格などに祭神を変えた事例もみられる。^②

神社の主祭神は、その神社の信仰の中心である。祭神変容の理由は各社各様であろうが、理由の如何に拘わらず、神社にとつては重要な出来事であると言える。しかし、従来祭神変容は神仏分離研究などの中で副次的に扱われることが少なくなかった。本稿では祭神変容に主眼を置き、鷲宮神社を事例として祭神変容とその背景について検討してみたい。

一 鷲宮神社

域には現在でも分社が多数鎮座している。

鷲宮神社の現在の祭神は、本殿が天穂日命と武夷鳥命、本殿と並んだ位置にある神崎社が大己貴命である。大己貴命は大國主命などとも呼ばれ、葦原中国を建国・経営していたが、天津神に國を譲り、出雲大社の祭神となった。天穂日命は天照大神の子で、大己貴命の元に國譲りを迫るために遣わされたが、大己貴命の側についてしまう。武夷鳥命は天穂日命の子である。三柱とも出雲と関係のある神々であることから、鷲宮神社は出雲系であるとされる。

鷲宮神社の初出は『吾妻鏡』⁽⁵⁾である。『吾妻鏡』の記述から、鎌倉時代には幕府の祈願所の一つとして幣帛や神馬の奉納を受けていたことが知られる。その後、南北朝時代には下野國守護の小山氏から保護を受け、戦国時代には古河公方や後北条氏から社領の寄進・安堵を受けるなどしていた。天正十九年(一五九一)には徳川家康から四百石の社領を寄進されており、この社領高は近世を通じて維持された。

宮司職は戦国時代頃から大内氏が継いでいたと考えられる。大内氏は近世期も引き続き宮司職を務めていた。⁽⁶⁾ 供僧として、新義真言宗豊山派の大乗院・万善寺・福伝坊・実相院・宝珠院が存在した。その中でも特に、大乗院は供僧頭の地位にあった。鷲宮神社は神祇管領長上の吉田家と関係をもち、吉田神道の立場から大乗院を破却するなど度々論争を起こしている。

鷲宮神社史については鷲宮町史編纂時に丹念な調査・研究が行われている。⁽⁷⁾ 近世に関しては、鷲宮神社や神社に関係した諸家所蔵の文書を基に大乗院との論争や神社組織などについて記述されているが、鷲宮神社に残る文書のみでは祭神の変容が追えない事もあり、『鷲宮町史』では祭神の変容については触れられていない。近年、鷲宮神社所蔵の文書や棟札等の調査が改めて行われ、新出史料を含めて報告書が刊行された。⁽⁸⁾ これら鷲宮神社所蔵の史料とともに、神社外に残された史料を基に祭神の変容について検討してみたい。

中世以前の祭神については史料がなく不明である。わずかに窺える史料として、十四世紀半ば頃に成立したとされる『神道集』がある。『神道集』には伊豆国の三嶋大社の項に鷲宮神社が登場する。伊予国の三嶋大社が伊豆国に遷った際、その摂社であった鷲大明神も一緒に東国に遷り、武蔵国太田荘の鎮守となったというものである。ここで登場する鷲大明神は、伊予国から阿波国に子供を連れ去った鷲が、後に三嶋大社の社前に鷲大明神として祀られたものとされている（三嶋大社は、鷲に連れ去られた子供が後に出世して、父母を祀った神社）。ただし、あくまでも三嶋大社の主張であり、鷲宮神社が自社をどのように認識していたかは疑わしい。

鷲宮神社の祭神について現在確認できる最古の史料は、『林羅山詩集』巻六に収められた次の紀行文の一節である。

【史料一】

幸手邊半里許有鷲宮古來之靈社也我雖聞其名知其社主以路迂故不往焉我嘗見其緣起十卷許有云有間王子良岑安世來此爲神云云其本地釋迦也云云室八洲事起於此且富士山神奧津神其餘處處與此神同體云云豈翹此而已哉諸方之神緣比比皆然奚足以論哉今社主之祖幸_下值_下

東照大神君擊_ツ奧之時受_ク神戶四百石且賜_フ太刀并馬其太刀今猶在云爾夫有間王子者有_レ故縊_ニ死于紀州藤代孝德帝子也安世者桓武帝之子也時世相遠不可同時來_ニ下野國也_ニ以_レ有_レ烟事故并_ニ富士室八洲等_ヲ以_レ附_ニ會_ニ之_ニ諸方神緣大底如是蓋_シ浮屠掠_レ神爲_レ佛劫_メ主而以_レ客爲_レ主改_レ社爲_レ寺院僅_ニ有其名而其_レ實皆爲_ニ浮屠_ノ所有_ニ可_レ勝_メ歎_ク哉然此社戶四百石獨社主能掌_レ之而社役祭祀不斷云緣起又云王子携_ニ野州長者娘_ハ夜涉_レ川號_ニ曰_ニ河越_ト又王子行_ニ

武藏野^ニ渴^レ甚^シ拔^レ劔^キ穿^テ地^ヲ求^ム水^ヲ號^ス曰^ク堀^ニ兼^ノ井^ト此^ノ等^ノ類^リ不^レ少^カ不^レ知^ラ然^ヤ否^ク
 天地神祇鎮^ニ日^東妄^ヲ言^フ氷^水色^空同^ニ鷲^ト峰^所在^ル黠^胡鬼^莫把^レ佗^名論^ニ鷲^宮⁽¹⁰⁾

史料一は、林羅山が承応二年（二六五三）に江戸と日光を往復した際に見聞したものを記した一節である。これによると、羅山がかつて見た鷲宮神社の縁起では有間皇子と良岑安世が祭神であり、その本地仏は釈迦であった。また、東国の歌枕である室八島は鷲宮のことであり、富士山の神や奥津の神、その他の神々は鷲宮と同体であることが記されていたという。後段で羅山は有間皇子等が鷲宮の本来の神ではないと考証しているが、鷲宮神社は自社の祭神を現在の出雲系の神々とは異なる有間皇子等であると認識していたのである。

なお、安世については鷲宮神社に残る明暦三年（一六五七）の棟札の裏面末に、次のようにある。

【史料二】

（裏面七段目）

神主家二條大納言安世卿孫相統^{スト}見^{タリ}依^リ其^氏藤原也六代以前^リ大内家^ニ繼^リ依^リ源^ヲ名^乗者也予^於子孫者何^ニテモ^モ可^ク名^乗也⁽¹¹⁾
 良岑朝臣である安世を、藤原朝臣である二条家の人物としているなど問題もあるが、祭神の末裔を名乗ることで神主家の正当性を主張していたと考えられる。

また、羅山の記述に現れる室八島や富士山神については、自社が室八島であるとする下野国惣社の大神神社（栃木県栃木市惣社町）関連文書の『室八嶋諸書類調控帳』の中に、次のような記述がある。

【史料三】

（前略）

皆川落城之事

天正十四^丙年十一月十四日合戦、野州草倉所々合戦、小田原北條氏直、敵大將松田尾張守、深尾志摩守、志戸因幡

守、大勢寄來^ル、

皆川山城守廣照、其後慶長十四^西年山城守父子共蒙^ニ御勘氣、城地召上^ル、下野國都賀郡府中室八島惣社大明神依^レ爲^ニ古跡、代々天下様御朱印、頼朝公様御朱印以府中五ヶ村御神前^ニ御供領、爲^ニ祭禮^ニ取納之處、先年氏直出馬之面^ニ、佐竹、小田原一亂之節、御朱印、社寶、縁起大事^ニ付、御神前^ニ納置候處、八島一山不^レ殘被^レ爲^ニ燒破^ニ候處、社人共不^レ及^レ力^ニ罷有候處、先年三河守様結城被^レ爲^ニ成^ニ御座^ニ候刻、社人共右之有^レ増申上候へ者、零落如何^ニ思召され、宮修理被^レ遊被^レ下候、只今及^ニ大破^ニ付、御訴訟申上候、室八しま之御事と日光山、宇都宮、武蔵鷲宮、駿河富士淺間御同躰之神靈^ニ御座候^ニ、

御祈禱之ためと被^レ思召、御健立被^レ爲^ニ仰付^ニ被^レ下候ハ、難^レ有可^レ奉^レ存候、以上、

寛文九年 下野國都賀郡室八嶋惣社村

酉八月 日 大宮太夫

神主

祝部

惣社人

(後略)⁽¹⁵⁾

史料三は宛所を欠くが、寛文九年(二六六九)に神社関係者が神社の再興を願ひ出たものである。その中で自社の由緒を述べており、「室八しま之御事」は日光山、宇都宮、武蔵鷲宮、駿河富士淺間と同体の神靈としている。鷲宮神社と室八島、富士山等が関係しているとの認識は、鷲宮神社内部だけでなく、外部の人々の間でも認識されていたことが窺える。

以上のように、鷲宮神社は承応から寛文期にかけて、『記紀』に登場する神々ではなく、歴史上の人物や富士山神など

を祭神として認識していたのである。しかし、元禄四年（二六九二）の供僧頭大乘院の縁起では有間皇子などは姿を消し、天徳日命に変わる。

【史料四】

武州埼玉郡太田庄鷺宮本地釋迦略縁記

抑西の元鷺宮大明神本地釈迦如來は、源頼朝公開運成就守本尊也。（中略）

于時人皇七十八代永曆元年初春、頼朝公伊豆の蛭が子嶋に遠流せさせ給ひて廿一年の春秋ををくり、或夜丑三つ頃老翁来て寢扉をたたく。公怪て見給ふに、齡八十有餘の翁也。頼朝公に向て曰、身命大切にいたすべし。前世宿縁あるによつて此釈迦を与ふ。誠に三國傳來の靈像なり。謹而信心いたす時八開運すみやかに成就すといへり。貴方八何地より来る。翁曰、西天釋尊則東土之天徳日命、鷺大明神と云て立去行方をしらず。（中略）

元禄四乙未年十一月

鷺宮 大乘院

史料四では、頼朝に釈迦像を与えた老人が自らを「西天釋尊則東土之天徳日命、鷺大明神」と名乗っている。『林羅山詩集』と同様、本地仏を釈迦としているが、その垂迹の神は天徳日命と変容しているのである。次いで、宝永四年（二七〇七）の棟札では、天徳日命とともに相殿として天夷鳥命が登場する。

【史料五】

（表面）

武州埼玉郡 当社星霜年経宮殿漸破損賜因慈今般本社別殿鳥居千木片曾木

奉修造且吉日良辰拈心中之遷官祝戸神宣太極唯一神道加持以奉修行

武蔵国造鷺宮太明神本社神体天徳日命 相殿天夷鳥命 拝書

和光乃神徳由清浄處鎮座給神徳逐年昧天下泰平社中安康

太田庄 国土人民氏子家内安穩所願成就^平守幸給^正恐^美恐^美申^寿神主藤原国久謹言

(裏面)

宝永四^丁亥歳

次再興大内氏右衛門佐藤原朝臣国久^{廿八}^歳 (下段略)

九月朔日¹⁷

これ以降に作成された鷲宮神社の縁起類や『新編武蔵風土記稿』(以下、『風土記稿』)などの地誌でも、本社¹⁸の祭神は天穂日命と武夷鳥命の二柱となっており、今日まで続くことになる。

以上のように、鷲宮神社の祭神は寛文期から元禄期の間大きく変容している。この時期の祭神変容の背景として、鷲宮神社の吉田神道受容の影響が考えられる。

各地の神社は、寛文五年(一六六五)の「諸社禰宜神主法度(神社条目)」発布を契機として吉田家と関係を結び、その支配下に入っていた¹⁸。しかし鷲宮神社では、史料二の明暦三年の棟札の表面に「唯一神道 宝頌曰 十種神賤 十界十善 十心十住 一々円満 各々成就 如灵感応¹⁹」とあり、寛文期以前に吉田神道を受け入れていた。この時宮司であった大内秀勝(美作、宮司在職明暦二年頃〜寛文十二年)は、寛文八年に吉田家の執奏で従五位下に叙せられるなど、吉田家と関係を有していた。宝永五年(一七〇八)に記された『大乘院由緒書』には、「寛文初神職美作習唯一神道誹謗仏家蔑如僧侶時住僧等不能、屈美作之威各退院遂、美作諸堂坊舎仏具等悉滅却之者也²¹」とあり、寛文期に大乘院以下を廃寺(元禄三年に再建²²)とするなど、急進的な神仏分離行動を起こしていた。

史料上確認できる祭神変容時期は寛文九年から元禄四年の間であり、宮司としては秀勝と親常(宮司在職寛文十二年〜元禄十五年)の代である。ただし、親常には特に宗教的な活動の跡が見られず、秀勝の一連の活動からも祭神の変容を行なったのは秀勝であると思われる。また、祭神変容を外部が認識するには時間が要することが想定されるので、史料三の

寛文九年は年代の指標としては疑問が残り、寛文九年以前に既に変容していたことも想定されよう。おそらく位階申請に当たり、吉田家からの要請で神社縁起を吉田神道に則したものにしたと思われるが、この点に関しては史料もなく詳細は不明である。

祭神とされた天穂日命であるが、『日本書紀』神代卷上に「天穂日命、此出雲臣・武蔵国造・土師連等遠祖也」とある。天穂日命は武蔵国造に連なる神であり、武蔵国内では特に重視され得る神であった。秀勝が天穂日命を鷲宮神社の祭神として祀る際、有間皇子等が祭神となる以前には天穂日命が祭神であったために旧に復したのか、あるいは新たに天穂日命を比定したのかについては重要な問題であるが、史料がなく判断としない。

また、宝永四年には武夷鳥命が相殿として加わっているが、その時宮司職にあった国久は、翌五年に十二座神樂を行うなど神祇面の整備を進めており、²⁴⁾神祇面整備の一環として祭神の再整理を行った結果であろう。

三 神崎社の祭神

次に神崎社の祭神について検討したい。神崎社は本殿と並んで配置されていることから、他の境内末社とは異なる特別な存在であることが窺われる。神崎社の祭神の初出は、前述した史料五の棟札と同年月日の次の棟札である。

【史料六】

(表面)

武蔵国埼玉郡太田庄 今般宮殿千木片曾木奉修造

別殿神崎太明神荒本社

次再興大内氏右衛門佐藤原朝臣国久生年二十八年

神主書

宝永四丁亥歳九月朔日

天下泰平国土安穩²⁵⁾

史料六では、「神崎太明神」を「本社荒魂」としている。享和二年（一八〇二）までに完成した『武蔵志』では「本社ノ側ノ西ニ塚アリ 社ヲ建ツ 別殿トモ云 神崎ノ社トモ云 天穂日命ノ荒魂也ト云」とあり、⁽²⁶⁾埼玉郡では文政三年（二八二〇）に調査が行われている『風土記稿』でも「神崎神社 社傳に天穂日命の荒魂を祝ひ祀る神の陵と云 中略にて神崎と號すといへり」とあり、地誌でも「神崎社」|| 「天穂日命荒魂」としている。荒魂は、霊魂の働き・機能による呼び方の一つで、霊魂が荒ぶるような猛々しい働きで現れた時が荒魂であるとされる。荒魂は平常な状態である和魂と対比され、最初にまず荒魂として現れた霊魂が鎮め祭られることによって和魂になるという。⁽²⁷⁾つまり本殿には天穂日命の和魂、神崎社には天穂日命の荒魂が祀られており、同じ霊魂を和魂と荒魂に分けて祀っていたことになる。

次いで、文政九年（一八二六）頃に記されたと考えられる『武蔵国造太田庄鷲宮大明神并私家之由緒書下書』には次のようにある。

【史料七】

(前略)

一 延喜式神名帳曰、前玉神社二座之内也、前玉と幸魂、同万葉集武蔵国之歌、佐吉多万能津尔乎流布祢乃可是乎伊多美都奈波多由登毛許多奈多延曾祢、旧事紀云、大己貴命乘天羽車大鷲而覓妻云云、往昔高皇産靈尊、大己貴命二勅云、汝之祭祀を可主者天穂日命也と、依之穂日命を新宮ニ奉招請然ルに大己貴命、大陶祇女、活玉依姫を娶て、終二三諸山ニ留給、依而穂日命を本宮ニ遷し奉り申候、右之謂二付于今大己貴命之祠三ヶ所ニ御座候

一人皇十二代景行天皇御宇、日本武尊当社御造営有之候砌、相殿大背飯三熊之大人天夷鳥命、別殿神崎社荒魂故二玉垣之内ニ社之神社と唱申候、別宮末社十八社御座候(後略)⁽²⁸⁾

史料七では、後に神崎社の祭神とされる大己貴命が登場し、「本宮」にいた大己貴命が三諸山（三輪山）に留まったため、大己貴命を祭るために「新宮」にいた天穂日命が「本宮」に移ったとしている。この縁起だけでは「本宮」や「新

「宮」が現在のどの社に該当するのかわからないが、天保年間に記されたと考えられる『鷲宮旧正録』には次のようにある。

【史料八】

(前略) 延喜式神名帳曰埼玉郡四座前玉神社二座のうちなり。旧事紀云大己貴命乘^{オホナムチノミコトノリテ}天羽車大鷲^{アマノハケルマヲハワシニ}而覓^{マキ}妻給^{ツマ}ふ時に此^{コノ}処に遊行折^{イチマセシ}ふし、未^{イマダ}此地浮沼^{ウキヌマ}なりし中に、小高所ありて竹木生^{ツボヒ}しけりて、蒼生^{ソノムカシ}八巢^{ヤチノス}に住、穴^{アナ}に住習俗^{ナラヒ}なりしを、大己貴命山林^{ヒラキハシイハサカイ}を披^{ヒラキ}弘磐境^{ヒラキ}を定^{サダメ}させ玉^{タマ}へて、宮室^{オホミヤ}を^{ヲサスツクリ}経^ス営^スて、(中略) 往昔^{ソノムカシ}、高皇産^{タカムムスヒノミコト}霊尊^{リノミコト}、大己貴命^{オホナムチノミコト}に勅^{ツカサ}て曰^{イマシ}、汝^{マツリ}の祭祀^{ツカサ}を主^{ツカサ}るべき者^{モノ}ハ、天穗日命^{アマホヒノミコト}なり。是^{コト}によりて穗日命^{ニハナノミヤ}を新宮^{ホキ}に招請^{ホキ}し奉^{ホキ}り、(中略) 然^{コト}るに大己貴命^{オホナムチノミヤ}ハ、大陶^{オホタマ}祇女^{ヒメ}活玉^{ヒメ}依^ヨ姫^{ヒメ}を娶^{ムス}て、終^{ノチ}に三^ミ諸山^{ソノヤマ}に留^{トド}まり給^ムふ。仍^{ナラ}て穗日命^{ニハナノミヤ}を本宮^{ホノミヤ}へ遷^{ウツ}し奉^{ホキ}る是^{コト}神崎^{カキ}ノ社^ヤ也^{ナリ}事^{コト}なりしも、元武藏^ノ国^ノ八穗^{ヤチノ}日命^ノの造^{ツクリ}り給^ムふ故^ユなるへし、(中略)

十二代景行天皇の御宇、日本武尊当社御遷宮あり、相殿に八武三熊之大人天夷鳥命を祭り奉る。^{今ノ本}(後略)²⁹

内容としては史料七と変わらないが、「本宮」が神崎社であつて、「新宮」が本殿であることが分かる。つまり、大己貴命が未開の地であるこの地を切り拓いて宮殿(「本宮」)を構えたので、大己貴命を祭る役目がある天穗日命が「新宮」に本殿に招かれた。その後、神崎社にいた大己貴命が三諸山に留まったので、神崎社でも天穗日命が祀られるようになったとして、本殿・神崎社の両社殿に天穗日命が祀られていることを説明している。

一方、天保十四年(一八四三)に記された『鷲宮迦美保賀比』には次のようである。

【史料九】

(前略)

鷲宮大明神

御本社 祭神 天穗日命 天夷鳥命

神崎社 同 大国主命 (中略)

一 延喜式神名帳に埼玉郡前玉神社二坐とあるハ、御本社と神崎社をさしていふ、たゞしこの郡のうち根古屋村・埼玉村等にも前玉神社と称する祠ありといへば、うたかふ人もあるへけれど、そハとまれかくまれ、我家ハ往昔よりたしかなるつたへありていふなり、こハ御社のかうかうしき古書ともに載せたるなにてても、大かたハ人しりぬへくこそ、さて旧事紀に見えたることく、上ツ代大国主神天羽車の大鷲に乗て天の下を経営し給ひしをりから、此地に幸御魂の鎮りましより、鷲の宮の号ハ起れるなりけり、(中略) この郡の名も此神の幸魂の御稜威四方に暉き、諸民靈徳をかゝふりけるゆゑ、広く郡の名におひしを、和銅の勅宣元明によりて、埼玉とハ書あらためしものなり、借玉ハ、 扱神典に見えたることく、天穂日命ハアマホヒノミコト 善記云、是德臣臣武甕槌等遠也と見え、また天田部公野瓊、 高皇産靈尊の勅によりて、大国主神の祭祀をつかさとらむかため此所に御遷幸(中略)

一 十二代 景行天皇の御世倭建尊、東夷御征伐の御時当社の神威をあかめ給ひ御造営あり、其とき天穂日命ハ当国造の遠祖神なるを以て御舎をもことにかめしく作り給ひて、天夷鳥命を祭り添給ふ古事記云、天等比命之宇建比良鳥命ハ出雲国筑紫志国造上 (後略)寛毛、国造下寛毛国造伊自牟国造津嶋麻直と遠江国造等之祖

神崎社は大国主命(ハ大己貴命)としており、史料七・八に見られる大己貴命が三諸山に留まつて神崎社が空いたため本殿にいた天穂日命が遷つたという記述が消え、創建時より一貫して大己貴命が祀られていたことになっている。

つまり神崎社の祭神は当初、天穂日命の荒魂とされていた。文政期には、本殿と神崎社で同じ天穂日命の霊魂が祀られている説明として大己貴命の三輪山説話が採り入れられた。天保期になると、神崎社に天穂日命の荒魂が遷された話は消え、創建時より一貫して大己貴命が祀られているとされたのである。では、神崎社の祭神変容の背景は何であろうか。

神崎社に関連する大己貴命の初出は史料七である。史料七では、神崎社ではかつて大己貴命が祀られており、その幸魂から郡名が埼玉になったことなどを挙げており、自社が延喜式内社である前玉神社と主張する根拠として大己貴命を登場

させている。鷲宮神社が式内社であることを主張し始めるのも史料七からであり、式内社の主張と大己貴命の存在は表裏一体のものであった。当初は従来の神崎社Ⅱ天穂日命の荒魂説と矛盾がないように大己貴命を登場させていたが、その根拠では主張が弱いと考えたためか、史料九では神崎社の祭神を創建時から一貫して大己貴命としたのである。

式内社は武蔵国に四十四座あり、そのうち埼玉郡は前玉神社二座、玉敷神社、宮目神社の計四座である。前玉神社二座は、現在では行田市埼玉に鎮座する前玉神社に比定されており、鷲宮神社とはされていない。鷲宮神社も自社が式内社であるとはしていない。しかし井上智勝氏によれば、寛文八年（一六六八）に大内秀勝が吉田家の執奏により位階を申請した際、朝廷内で式外社の位階申請が問題となったが、吉田家は鷲宮が「式内之神社」であると返答したという。享保十八年（一七三三）に完成した『神名帳考証』では、埼玉郡前玉神社の比定社として鷲宮神社を挙げるなど、鷲宮神社が式内社であるとの認識が広がっていたことが窺える。ただし、宝暦九年（一七五九）の『武州埼玉郡大田庄鷲宮大明神由緒并私家之由緒書』³⁴では式内社であると主張していないことから、宝暦期段階では鷲宮神社自身は式内社であることに意義を見出していなかったと思われる。³⁵

しかし、文化十年（一八一三）に完成した『神名帳考証』では鷲宮神社とともに埼玉村の浅間宮の名を挙げており、文政三年（一八二〇）調査の『風土記稿』では埼玉村の浅間社の項で「〔延喜式〕に載せたる前玉神社なれば郡中の總鎮守なりと土人いへり」とある一方、鷲宮村の鷲明神社の項では「當社は式内の神社にはあらざれど尤古社なり」とある。³⁶埼玉郡前玉神社二座の比定社が徐々に鷲宮神社から埼玉村浅間社（前玉神社）へと移行するのである。そのような時期に鷲宮神社は自身が式内社であることを外部に向かって主張し始める。鷲宮神社は十九世紀以降、式内社であることの意義を見出し、他社に対抗して自社を式内社であると主張する中で、その主張の根拠とすべく、神崎社の祭神を大己貴命としていったことが考えられる。鷲宮神社が式内社比定で他社の存在を意識していたことは、史料九に根古屋村や埼玉村の名を記していることから窺える。各地の神社が式内社を主張し始める動きの中で、鷲宮神社も自社を式内社とし、その根拠

とすべく神崎社の祭神の変容を行なったのである。

まとめ

鷲宮神社の本殿の祭神は寛文期、神崎社の祭神は天保期に大きく変容しており、前者については吉田神道の影響による記紀神話の取込み、後者については式内社主張の中で祭神が変容していることが窺える。記紀神話や式内社を利用した自社の権威・社格上昇を目指したものであり、井上智勝氏の指摘する在地神職・神社の自発的な朝廷権威への接近の一事例であると言える。⁽⁴⁰⁾ 本稿は事例の提示に留まるが、今後は同クラスの神社との比較や、一宮などの大社、あるいは村鎮守などの小社との比較を通じて、祭神変容の多様性、あるいは普遍性を明らかにすることによって、神社における祭神の位置付けを見出していく必要があるだろう。ただし本稿が提示したのは、祭神変容させた神社側の視点のみである。神社を信仰している氏子が祭神の変容をどのように捉えていたかについては未だ明らかになっていない。神社信仰の在り方を考えていく上では神社側の視点のみではなく、氏子側の視点も併せて見ていく必要があるだろう。

註

- (1) 圭室文雄『神仏分離』(教育社 一九七七年)など
- (2) 井上智勝『近世の神社と朝廷権威』(吉川弘文館 二〇〇七年)
- (3) 以前は北葛飾郡鷲宮町。平成二十二年三月の市町合併により久喜市となった。近世には武蔵国埼玉郡鷲宮村。
- (4) 鳥羽上皇第三皇女の八条院暲子の女院領として十二世紀後半に成立。荘園としての実体は早くに失われている。

- (5) 建久四年十一月十八日の条。
- (6) 『大内系図』（鷺宮神社文書 No.490-1）によれば、大内氏は秀郷流藤原氏で、秀郷の五代孫の頼定が延久五年（一〇七三）に下野国芳賀郡の大内庄を領したこと大内氏を称したとしている。ただし、系図では大内氏がいつから鷺宮神社宮司をしていたのかは記されていない。
- (7) 中世については『鷺宮町史』通史上巻（鷺宮町役場 一九八六年）、近世については通史中巻（一九八六年）、近代以降については通史下巻（一九八七年）に詳述されている。
- (8) 鷺宮町立郷土資料館『鷺宮神社所蔵資料総合調査報告書』（鷺宮町教育委員会 二〇〇三年）
- (9) 「神道集」（『神道大系』文学編一 神道大系編纂会 一九八八年 七一頁）
- (10) 「林羅山詩集卷第六」（『林羅山詩集』上巻 ペリかん社 一九七九年）
- (11) この縁起は現在確認されていない。
- (12) 孝徳天皇の皇子（六四〇〜六五八）。斉明天皇に対して謀反を企て、失敗して絞殺された。
- (13) 桓武天皇の皇子（七八五〜八三〇）。臣籍降下して良岑朝臣を賜った（中谷征充「二世賜姓と良岑安世」『密教學會報』第四十四号 高野山密教学会 二〇〇六年）
- (14) 鷺宮神社棟札 No.3（註8文献）
- (15) 「室八嶋山諸書類調控帳」（『神道大系』神社編二十五 上野・下野国 神道大系編纂会 一九九二年 九一頁）
- (16) 中野猛編『略縁起集成』第四卷（勉誠社 一九八八年）二二六頁
- (17) 鷺宮神社棟札 No.8（註8文献）
- (18) 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』（東京大学出版会 一九八九年）、井上智勝『近世の神社と朝廷権威』（吉川弘文館 二〇〇七年）など
- (19) 註14に同じ
- (20) 幡鎌一弘「十七世紀中葉における吉田家の活動」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集 二〇〇八年）
- (21) 「大乘院由緒書」（『鷺宮町史』史料一近世 鷺宮町役場 一九八〇年）
- (22) 元禄三年に真言宗側の知足院（護持院）隆光などが寺社奉行に上訴し、大乘院再建の裁許が出て再建されている。社領四百石のうち

ち四十八石が大乗院領となる。大乗院は明治初年の神仏分離の際に再び廃寺となっている。

(23) 井上智勝「近世神社通史稿」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集 二〇〇八年)

(24) 「鷲宮旧正録」(鷲宮神社文書No.74)・『日本庶民文化史料集成』第一巻 神楽・舞楽 三一書房 一九七四年)には「大宮司ノ祖国

久、祭祀ノ廢たるを興さんと深く思ひ、遠く慮り、当社相承の奥秘を社人に伝授し、猶神代のふるきを学び、是を巫覡等に諭し、古へにもとりて宝永五年十一月廿日・廿一日十二座の神楽を奏す」とある。

(25) 鷲宮神社棟札No.9 (註8文獻)

(26) 「武蔵志」(『新編埼玉県史』資料編10 近世1・地誌 埼玉県 一九七九年 二〇二頁)

(27) 國學院大學日本文化研究所『縮刷版』神道事典(弘文堂 一九九九年)

(28) 鷲宮神社文書No.27 (註8文獻)

(29) 鷲宮神社文書No.74 (註24文獻)。現存するものは明治三十二年の写本。

(30) 鷲宮神社文書No.71 (註8文獻)

(31) 西角井正慶「武蔵國式内社考」(『國學院雜誌』第六十卷第八号 國學院大學 一九五九年)、式内社研究會編『式内社調査報告』第十一卷東海道六(皇學館大學出版部 一九七六年)など

(32) 井上智勝「十七世紀中〜十八世紀初期における式内社研究―その主体と思想」(『日本思想史研究会会報』第二十号 日本思想史研究会 二〇〇三年)

(33) 「神名帳考証」(『日本庶民生活史料集成』第二十六卷 神社縁起 三一書房 一九八三年)

(34) 鷲宮神社文書No.27 (註8文獻)

(35) 十七世紀中後期には既に、一部の幕藩領主は儒学思想に立脚する復古反正、排仏・排淫祠、名分論などの理論によって式内社の保護・顕彰を行っていた(井上智勝「十七世紀中後期の領主権力と一宮・式内社」『日本宗教文化史研究』第十一卷第二号 日本宗教文化史学会 二〇〇七年)。一方で、鷲宮神社の例は、式内社とされていた神社でもそのことに意義を見出していなかったとも言え、地方神社の式内社への認識を考える上で興味深い。

(36) 「神名帳考証」(『神道大系』古典注釈編七 延喜式神名帳註釈 神道大系編纂会 一九八六年)

(37) 現在の社名は前玉神社であるが、近世には浅間社と称していた。(註31式内社研究會編文獻)。

- (38) 「風土記稿」卷之二百十六 埼玉郡之十八 埼玉村 (『新編武蔵風土記稿』第十一卷 大日本地誌大系⑩ 雄山閣 一九七七年 三六頁)。ただし、ここでは成田氏長の手による創建説話も併せて載せており、式内社であるとは断定していない。
- (39) 「風土記稿」卷之二百十一 埼玉郡之十三 鷺宮村 (『新編武蔵風土記稿』第十卷 大日本地誌大系⑩ 雄山閣 一九七七年 二六二頁)。
- (40) 註2文献